

事業者の皆様へ

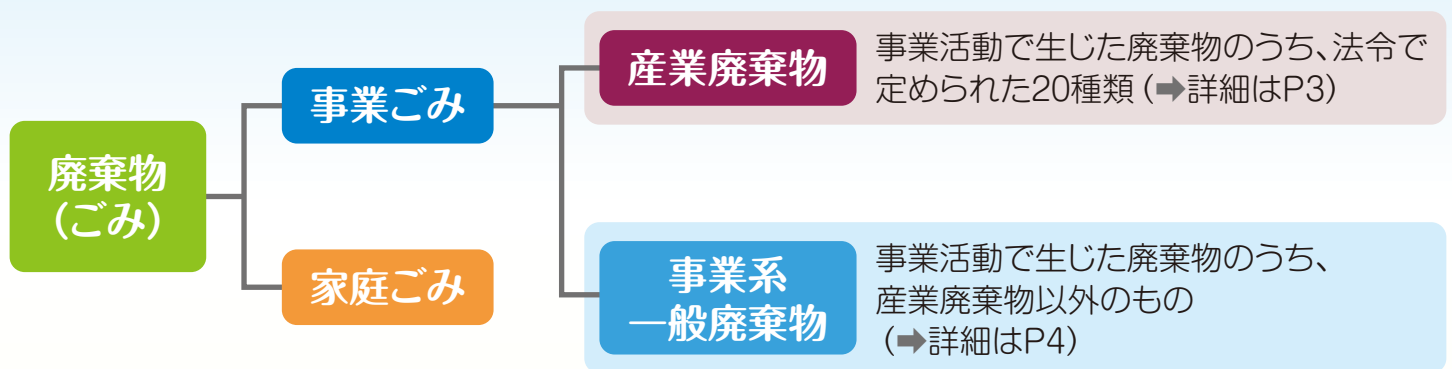
熊本市 事業ごみ処理ガイド



～ごみの適正処理と、減量化・リサイクルにご協力ください～

廃棄物
(ごみ)
とは…

廃棄物は、家庭から出る「家庭ごみ」と、事業所から出る「事業ごみ」に区分されます。事業ごみはさらに、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されますが、いずれも、排出した事業者の皆様が責任を持って処理することとされています。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)



事業者の責務

事業ごみの処理に関して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、次のとおり、事業活動に伴って生じる全ての廃棄物について、事業者の皆様の処理責任を規定しています。

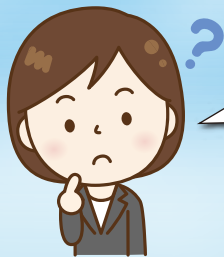
- ☐ 事業活動に伴う廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理する。
- ☐ 事業活動に伴って発生した廃棄物の再生利用等を行うことで、その減量に努める。
- ☐ 廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力する。

**事業ごみは、
ごみステーションには
出せません!!**

事業ごみを、家庭ごみのごみステーションに出すと、不法投棄になる場合があります。
このパンフレットを利用して、必ず適正に処理をしていただくようお願いいたします。



事業ごみQ&A



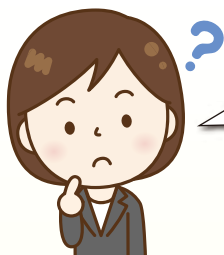
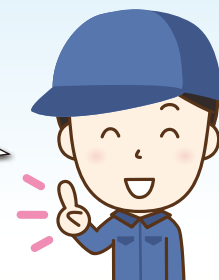
Q. 事業ごみってなに？

A. 平たく言うと、家庭ごみ以外のごみ全てです。
商店、事務所、工場、飲食店、農業などあらゆる事業活動から出るごみが事業ごみです。店舗兼住宅の場合も、お店から出るものは事業ごみです。



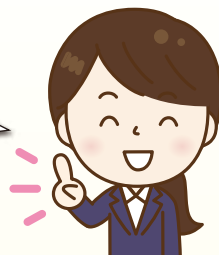
Q. なぜ事業ごみはごみステーションに出せないの？

A. 廃棄物処理法第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていますので、事業者の皆様で適正に処理をしてください。



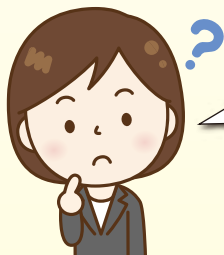
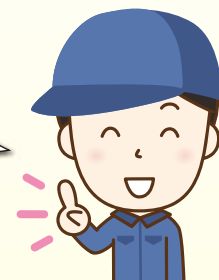
Q. では事業ごみはどうやって処理すればいいの？

A. 下記の2とおりの方法があります。
①市が許可している収集運搬業者に処理を委託する
②市の処理施設などへ直接搬入する。
(いずれも詳細はP4へ)



Q. 許可業者に委託する場合、料金は決まっているの？

A. ごみの種類・量・頻度や事業所の場所などの条件によって、また業者によって料金は異なりますので、許可業者とご相談ください。
数社から見積もりを取られるのも良いと思います。
※市で処理料金を決めることは出来ません。



Q. もしごみステーションに出したらどうなるの？

A. 不法投棄とみなされる可能性があります。
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
(法人の場合は3億円以下) またはその両方が科せられる場合があります。
自らの責任で適正に処理をお願いします。



産業廃棄物とは？

産業廃棄物

....

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類が該当します（下表参照）。

産業廃棄物は、本ページ下部「処理委託のポイント」を読まれた上で、適正に処理をして下さい。

産業廃棄物の分類

産業廃棄物の種類			例
すべての業種が対象	1	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら、重油灰など
	2	汚泥	工場廃水等の処理や各種製造工程から出る泥状のもの
	3	廃油	廃食用油、潤滑油、廃溶剤など
	4	廃酸	酸性の廃液（硫酸、塩酸、写真現像液など）
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液（写真現像液、廃ソーダ液など）
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなどの合成高分子化合物（ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロールなど）
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くずなど
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラス、レンガ、コンクリートくず（建設廃棄物を除く）、陶磁器くずなど
	10	鉱さい	高炉などの残さい、ボタ、不良石灰など
特定の業種等が対象	11	がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片など
	12	ばいじん	特定の施設から発生するばいじんで、集塵施設で集められたもの
	13	紙くず	建設業、紙製造業、出版業、製本業から出る紙くず
	14	木くず ※	建設業、木製品製造業、パルプ製造業などから出る木くず
	15	繊維くず	建設業、繊維工業などから出る繊維くず
	16	動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業で原料として使用した動植物の固形状のもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などで家畜の解体により生じた固形の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体
	20	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

※木製パレットは、業種に関わらず産業廃棄物（木くず）となります！

産業廃棄物の処理方法

処理委託のポイント

産業廃棄物処理業の許可を受けている事業者へ委託をしてください。

⇒ 委託したい産業廃棄物の「種類」の許可を持っていることを、必ず許可証で確認したうえで契約しましょう。

委託契約書を取り交わしてください。（5年間の保存義務があります）

産業廃棄物処理には、「収集運搬業」と「処分業」の許可があります。

それぞれ異なる業者に委託するときは、契約もそれぞれ必要です。

「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付してください。

前年度のマニフェストの交付実績を、6月30日までに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に記載して、熊本市長に報告する義務があります。様式は熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

熊本市 管理票

検索

事業ごみ（一般廃棄物）の処理方法



事業ごみは
どうやって処理
すればいいの？

下記の2とおりの方法があります。
どちらかの方法で、適正に
処理してください。

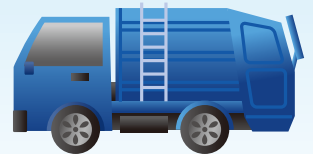


① 熊本市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を委託する

- ・ 許可を受けている業者は、市のホームページで公開しています。
料金は業者によって違いますので、直接お問い合わせください。
- ⇒ 許可業者の一覧は…

熊本市 一般廃棄物

検索



契約を結ぶ際は、許可証の内容と期限を必ず確認するようにしましょう！

② 自らの処理施設へ搬入する

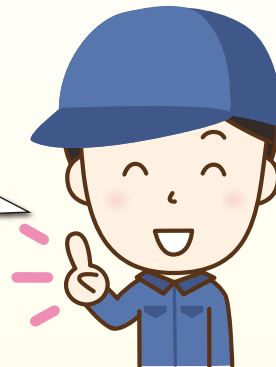
- ・ 燃やすごみを持ち込む場合 ⇒ 焼却施設が2ヶ所ございます。

施設名	住 所	電話番号
東部環境工場	熊本市東区戸島町2570	096-380-8211
西部環境工場	熊本市西区域山薬師2-12-1	096-329-0900



西部環境工場

処理手数料は、どちらも
10kgごとに150円です。



※再生利用（リサイクル）が可能な紙類、びん・かん、ペットボトル等は市の施設へは搬入できません！！

リサイクルが可能なものは、受入をお断りしています。ご理解とご協力をお願いします。



これらはリサイクルされて新たな資源となります。
許可業者へ引き取ってもらいましょう。
搬入可能かどうか分からない場合は、必ず事前に
上記施設まで確認をしてください。

3Rを実践しましょう！

3R（スリーアール）という言葉、みなさん聞かれたことがあると思います。

リデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取ったものです。
ぜひ会社やお店で3Rの実践をお願いします。



・ Reduce（減らす）

リデュースは、ごみの発生自体を減らすことです。
ごみになるものを極力買わないようにしましょう。
仕事に必要なもので、毎回使って捨てているものはありませんか？
レンタルやリースなどを積極的に活用するのも良い方法ですね。

・ Reuse（再使用する）

不要になったものを、すぐに捨ててしまうのではなく、再使用しませんか？
いらなくなった事務用品なども、他の部署や他のお店で使えるかもしれません。
「まだ使えるんじゃないか？」といつも考えるようにしましょう。

・ Recycle（再資源化する）

捨てなければいけないものも、リサイクル出来ることがあります。
新しい製品に生まれ変わって戻ってきけるように分別を徹底しましょう。

食品ロスの削減に協力を!!

熊本市では1年間に3万9千トンの食品ロス(まだ食べられるのに捨てられている食べ物)が発生しています。食品ロス削減の取り組みにご協力ください。

・「もったいない! 食べ残しゼロ運動」

・「フードバンク」 など

熊本市では、

「食べ残しゼロ運動協力店」募集中です!

熊本市 食品ロス

検索

事業ごみの減量・適正処理のメリットと効果

コストの削減・効率化

飲食店からの食べ残しがでないような工夫やオフィスのペーパーレス化を推奨したり、排出段階で分別を徹底することによって、ごみの量を減らしたり、リサイクルが可能となります。それによりコストの削減や経営の合理化に繋がります。

企業のイメージアップ

環境問題に関心が高まっている今、ごみ減量やリサイクルへの取り組みを積極的に行い、ごみの適正処理に努めることは、社会貢献に繋がるとともに企業のイメージアップに繋がります。

地球環境の保全に寄与

事業者のみなさんがごみ減量の取り組みを進め、適正処理を行うことにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減等、次の世代へ良い環境を引き継ぐことができます。



事業ごみの分別例

一般廃棄物・産業廃棄物のうち
リサイクル可能なもの

古紙

- ・新聞紙、チラシ
- ・OA用紙
(コピー用紙)
- ・段ボール
- ・雑紙類
(雑誌、単行本、
パンフレット等)



びん、缶 ペットボトル

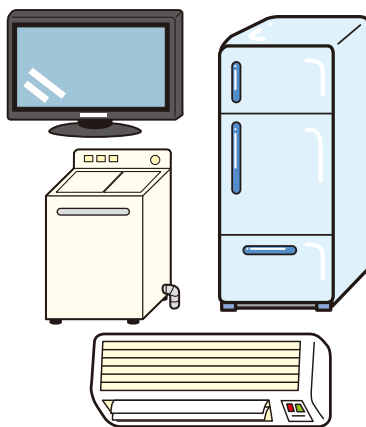
- ・空きびん
- ・空き缶
- ・ペットボトル



収集業者とご相談のうえ、分別してリサイクルをお願いします。

家電 4品目

- ・テレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、乾燥機
- ・エアコン

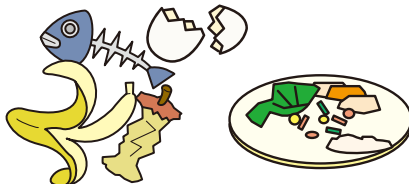


家庭用に製造・販売されたものを事業所で使用し処分するときは、家電リサイクル法が適用されます。
ただし、業務用に製造・販売されたものは産業廃棄物に該当します。

家庭用の場合は、購入された販売店か、指定引取場所へ。
* 業務用は産業廃棄物処理業者へ委託してください。

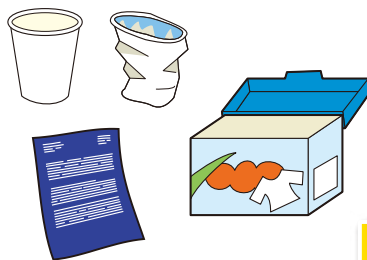
生ごみ

- ・調理くず
- ・食べ残し
- ・売れ残り



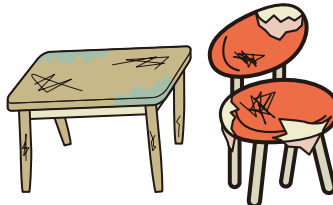
リサイクル 出来ない紙

- ・防水加工した紙
(紙コップ、紙皿等)
- ・カーボン紙
- ・複写紙
- ・写真
- ・匂いのついた紙
(洗剤の箱など)



木製品

- ・木製の机、いす
- ・木製の棚
- ・板、木箱など



布類

- ・使わなくなった制服や作業服など
- ・布きれ



一般廃棄物の収集業者とご相談のうえ、処理を委託してください。

一般廃棄物

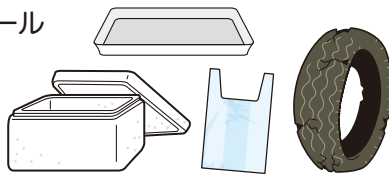


P1で解説してあるとおり、事業ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。リサイクルが可能なごみについては市の処理施設では受け入れを行っておりません。そのため、実際のお仕事で出るごみについて分別の例を作りました。この例を参考に、しっかり分別を行って、適正に処理をしましょう。

産業廃棄物

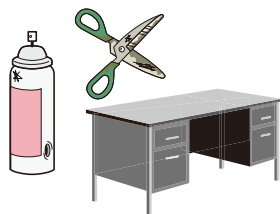
廃プラスチック

- ・発泡スチロール
- ・食品トレイ
- ・廃タイヤ
- ・ビニール袋



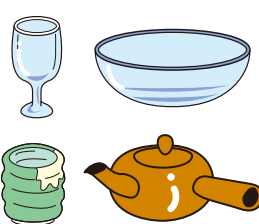
金属くず

- ・スチール机
- ・スチール製ロッカー
- ・金庫
- ・包丁、ハサミ
- ・スプレー缶



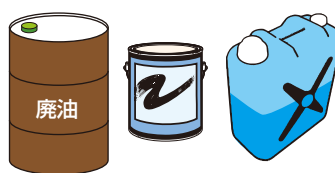
ガラスくず・ コンクリートくず および 陶磁器くず

- ・ガラス製品
(コップ、皿など)
- ・陶器の湯のみ、茶碗



廃油、廃酸、 廃アルカリ

- ・食用油
- ・ガソリン、灯油
- ・機械油
- ・塗料
- ・写真現像液



混合物 その他

- ・乾電池※
- ・パソコン、プリンタ
- ・FAX
- ・蛍光管※



※乾電池・蛍光管などの処理を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う許可を有する業者に委託する必要があります。



産業廃棄物として、産業廃棄物処理業者と契約のうえ適正に処理をしてください。

※マニフェストの
交付が必要です!
(詳しくはP3を
ご覧ください)

【関係連絡先】

*家電4品目の指定引取場所

- ・熊本新明産業 Tel 096-357-1773 南区南高江3丁目3番53号
- ・九州産交運輸 Tel 096-388-2731 上益城郡益城町平田字深迫2526

○一般廃棄物の処理の委託に関するお問い合わせ

- ・熊本市一般廃棄物処理業協同組合 Tel 096-285-8882 南区流通団地2丁目17番地

○産業廃棄物の処理の委託に関するお問い合わせ

- ・一般社団法人熊本県産業資源循環協会 Tel 096-213-3356 東区上南部2丁目1番113号

*産業廃棄物でも、種類と量によっては市の施設で受け入れが出来る場合があります。

その際は、事前に市との契約が必要になります。詳細は、廃棄物計画課へお問い合わせください。

- ・熊本市環境局 資源循環部 廃棄物計画課 Tel 096-328-2359

適正に処理をしないと・・・

事業者の皆様は、排出したごみを責任を持って適正に処理することとされています。
もし適正に処理されなかった場合は、罰則を受ける場合もありますのでご注意ください。

・家庭ごみのごみステーションに出したり、みだりに捨てると・・・



不法投棄になる可能性があります。その場合、以下の罰則が科せられる場合があります。

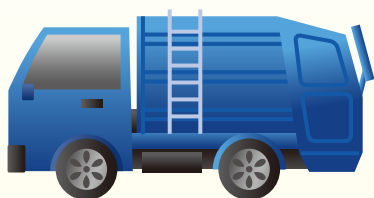
許可業者に委託していても指定された場所や時間を守らないと、カラスや猫に荒らされて周辺に悪影響を及ぼします。

・ごみを焼いて処分すると・・・

ごみを処分する目的での焼却は禁止されています。
焼却炉も、廃棄物処理法の基準を満たしていないと使用できません。
(農家の稲わらの焼却やどんどや等は例外で認められています。)



・許可を持っていない業者に処理を委託すると・・・



委託基準違反となります。
ごみの処理を委託する際は、必ず廃棄物処理の許可を受けている業者を選んで契約してください。
(許可証を確認するようにしましょう。)

もしこれらを守らないと・・・

いずれも
5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金
(法人が不法投棄・ごみの焼却違反を行った場合は
3億円以下の罰金)もしくはその両方が科せられます。
(廃棄物処理法 第25条)

責任をもって
適正に処理を
しましょう！



事業ごみに関する
お問い合わせは・・・

熊本市 事業ごみ対策課
TEL : 096-328-2362
FAX : 096-359-9945